

令和7年度　社会福祉法人八葉会「本部事務局」事業計画

『人間に生まれるは大いなる歓喜なり』の教えを継承し、すべての児童とすべての家庭の最善の利益の実現を目指します。

1 事業方針

児童が個人として尊重され最善の利益を実現できる未来社会の構築に資することを使命とし、児童福祉の中核的役割を果たすため、法人機能（高機能化・多機能化）のさらなる強化を図ります。

2 事業内容

(1) 児童の権利擁護の徹底

- 法人職員を対象にした研修の実施
- 入所・利用児童への周知

(2) ガバナンスの強化

- 法人経営に係る役員会等の開催
- 法人役員等を対象にした研修会の実施
- 諸規定の整備

(3) 法人運営の透明性の確保、財務規律の保持

- ホームページ・けいあい新聞等を活用した情報開示
- 措置費・補助金の効果的な取得と運用

(4) 計画的再投資

- 長野県社会的養育推進計画に基づく事業の推進（「分園型グループホーム2棟目」等）
- 地域ニーズを踏まえた事業推進（「重症心身障がい児等支援」「放課後等デイサービス拡充」等）
- 駐車場の確保
- 人材確保・育成・定着のための投資

(5) 地域における公益的な取り組み

- 防災拠点（福祉避難所）としての機能強化
- 物的資源の提供（交流ホール等貸し出し）
- 人的資源の地域還元（専門性の有する職員等の派遣）
- 困窮者支援（フードパンtry機能の充実）
- 地域活動への参加・協力

(6) 事業間連携

- 法人内事業連携の強化（経営・運営会議の充実および合同研修等の実施）

(7) 支援者・団体とのつながりの強化

- 地域住民等とのつながりの強化（行事への参画、交流機会の確保）
- 協賛寺院との繋がりの強化（「視察研修会」「勉強会」等企画）
- 賛助会員の加入促進および情報発信

(8) 人材の確保・育成・定着のための取り組み

- 人材の確保（養成校への講師派遣、養成校との情報交換、実習生の積極的受け入れ等）
- 人材育成および資格取得の推進
- 労務管理の徹底
- 職場環境の整備（各種ハラスメント防止の取り組み）
- 多様な働き方（勤務形態等を含む）に関する検討
- 研修体制の強化・充実
- 児童養護施設の地域分散化等に伴う職員の確保
- 人材育成等専門チームの強化

(9) 法改正等への対応

- 「改正児童福祉法」「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」等を踏まえた対応
- 各種福祉計画等の調査研究

令和7年度 児童養護施設「恵愛」 事業計画

1 事業方針

- (1) 児童の権利擁護に努めます。
- (2) 児童の声（意見表明）を大切にします。
- (3) 専門性を活かしたチーム養育に努めます。
- (4) 児童が「大切にされている」と実感できるための養育を行います。

2 事業内容

- (1) 入所児童の回復支援
 - 心身の安全性の確保
 - 治療的支援の実施
 - 信頼関係の構築や自尊心を取り戻すための日常継続支援の実施
- (2) 入所児童の家族再統合
 - 家族関係支援プログラム等に基づく支援の実施
- (3) 入・退所児童等の自立支援
 - 年齢や発達段階に応じた自立訓練の実施
 - 自立支援計画票に基づく支援の実施
 - 退所者への積極的支援の実施
- (4) 里親支援
 - レスパイトケア及び訪問等支援の実施
- (5) 地域の子ども・家庭への支援
 - 子育て短期支援事業（受託）の実施
 - 地域住民等からの相談への対応
- (6) 福祉人材の育成および確保・定着
 - 社会福祉士・保育士等を目指す人材の実習受入れ
 - 各種養成校や地域への講師派遣
 - ボランティア等の積極的受け入れ
- (7) 関係機関等との連携
 - 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等
- (8) 専門性の強化
 - 各種研修への参加および企画・運営
- (9) 地域分散化に伴う取り組み
 - 分園型グループホーム開設に伴う各種対応
 - 職員体制の強化（バックアップ等職員の確保および人材育成）
 - 2棟目分園型グループホーム開設の準備

令和7年度 児童発達支援事業・放課後等デイサービス・

重症心身障がい児支援事業「けいあいフレンズ」事業計画

1 事業方針

[児童発達支援]

児童福祉法に基づき、心身に障がいのある未就学児の日常生活における基本的生活習慣の習得と集団生活への適応ができるように支援を行います。

[放課後等デイサービス]

児童福祉法に基づき、心身に障がいのある就学児童の生活能力の向上のために必要な支援を行います。

[重症心身障がい児・医療ケア児支援]

児童福祉法に基づき、重症心身障がい児・医療ケア児の心身の健康状態を観察したうえで、個別に必要なケアを行います。

2 事業内容

- (1) 個別支援計画に基づく支援（5領域とのつながりを明確化した計画）
 - 利用児童の年齢、特性、家庭環境等への配慮
- (2) 医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童へのきめ細やかな支援
 - 入浴体制の整備、およびリハビリやコミュニケーションを促す療育
- (3) 事業所内会議・研修の強化
 - 身体拘束・虐待防止委員（2名）権利擁護委員（2名）を中心に定例会議開催
- (4) 保護者および事業所の情報共有・交換の場の確保
 - 「保護者会」「ふれんずのわ」等の開催および参加
- (5) 事業間連携
 - 相談支援事業所「けいあいエール」「けいあい地域子育て支援相談室」との連携による利用しやすい環境づくりと支援の質の向上
- (6) 関係機関連携
 - 学校、保育所、病院（リハビリ）、千曲・坂城自立支援協議会等関係機関との連携
- (7) 地域資源を活用した支援
 - 協賛寺院との繋がり、地域ボランティアによる読み聞かせ、他事業所との交流等
- (8) 専門性の強化および人材育成
 - 各種研修への参加（身体拘束・虐待防止、権利擁護、医療的ケア、緊急時対応 等）
 - 資格取得の推進（児童発達管理者、強度行動障害 等）
- (9) 安全対策
 - BCP（事業持続計画）・安全計画の見直し

令和7年度 児童家庭支援センター

「けいあい地域子育て支援相談室」事業計画

1. 事業方針

- (5) 児童の豊かな成長、最善の利益の実現のため、関係機関と連携し総合的な支援を行います。
- (6) 子育てや児童を取り巻く家庭環境などのあらゆる相談に応じ、相談者とともに課題解決に取り組みます。
- (7) 地域とのネットワークを広げ、一層の家庭支援を推進します。

2. 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

- 児童に関する家庭、その他からの相談のうち、専門的な知見及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言その他必要な支援を行います。
- 来所面接、訪問面接、電話相談、SNSによる相談など、相談者の意向に沿った方法による対応に努めます。

(2) 市町村の求めに応じる事業

- 千曲市、坂城町、長野市（一部）を主たる地域とし、市町村のニーズに応じ、技術的助言その他必要な援助を行います。
- 千曲市、坂城町の要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議等）に参加します。
- 千曲市教育委員会の事業である「千曲っ子すこやか相談（幼保対象）」への協力依頼を受け心理士による巡回、面接等を行います。
- 「子育て短期支援事業」（短期入所生活（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業）の利用希望に係る見学対応、面接及び調整等を行います。

【参考】令和6年度 児童養護施設「恵愛」との利用契約市町村

千曲市、長野市、上田市、須坂市、坂城町、高山村

(3) 県、児童相談所からの受託による指導等

- 児童相談所において、里親委託・施設入所までは要しないが要保護性のある児童など継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行います。
- 受託ケースについては、援助計画を作成し、児童や保護者と援助目標・援助方法を確認し同意を得た上で指導を行います。
- 中央児童相談所とその管内にある児童家庭支援センターとの定期連絡会に出席し児童家庭支援センターの現状等について意見交換、協議等を行います。

(4) 里親等への支援

- 里親等からの相談に応じる等、必要な支援を行います。
- 里親支援専門相談員を中心に、「里親等サポートチーム」（里親運営協議会からの移行）の開催、里親や里親制度に関心のある方への研修、里親サロンの開催等を行います。
- 里親レスパイトの利用希望について調整等を行います。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

- 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、民生委員、児童委員、市町村保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行います。
- 関係機関主催の会議に出席し、連携の強化を図ります。主な会議は次のとおりです。
 - ・「更埴埴科地区こども家庭支援ネットワーク会議」（中央児童相談所主催）
 - ・「千曲・坂城地域自立支援協議会 こども部会」（同協議会主催）
 - ・「千曲市相談支援関係者連絡会議」（千曲市教育委員会主催）

(6) その他

- 夜間、休日等の体制について、相談員等が業務用携帯を所持し緊急時の相談、連絡等の対応を行います。
- 分野を跨いでの綿密な連携による地域共生社会の構築のため、障害児相談支援事業所「けいあいエール」等、法人内他事業との情報共有・連携強化を図ります。
- 長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）の子どもの居場所づくりとして「わくわくスペースけいあい」を千曲市内、長野市松代町内、坂城町内の御寺院の御協力を得て開催します。
- 児童家庭支援センターの利用促進を図るため、「けいあい相談室だより」（季刊号）の発行を継続します。

3 その他

- 児童家庭支援センターの移転、充実について
現状、専用の相談室等が確保されておらず、他部署と共有スペースとなっています。また事務室も狭隘であり、増加している相談対応に十分対応できる環境とは言えない状況にあります。そのため、相談体制の充実を図る必要があり、移転先の確保を早期に進めるとともに、移転に際し、取り入れるべき機能等について、周囲の意見等を拝聴し実現を図ります。

令和7年度一時保護専用施設「けいあい MORE」事業計画

1 事業方針

- (1) 保護児童の権利擁護に努めます。
- (2) 小規模かつ開放的な空間での適切なケア体制を確保し、柔軟な受け入れに努めます。
- (3) 児童相談所および関係機関等との緊密な連携に努めます。

2 事業内容

- (1) 児童の緊急保護に係る事業
 - 24時間365日の見守り体制の整備および受入れ
- (2) 児童の短期入所指導に係る事業
 - 専門職員等による生活指導
 - 就学保障等の取り組み
- (3) 児童の行動観察に係る事業
 - 専門職員による行動観察とアセスメント
- (4) 子育て短期支援事業
 - 児童養護施設（県市町村等）受託事業への協力
- (5) 関係機関等との連携
 - 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等
- (6) 受け入れ体制強化のための取り組み
 - 職員の確保・定着（増員等を含む対応）
 - 各種研修会への参加

令和7年度 相談支援事業所「けいあいエール」事業計画

1. 事業方針

障害の種別を問わず、障がい児やその家族が望む場所で、社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握した上で、必要な福祉サービスの利用の支援を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添った支援を行います。千曲・坂城地域の基幹相談支援センターその他関係機関と連携し、地域課題の共有や解決を目指したチームアプローチを行います。

2. 事業内容

(1) 障がい児相談支援事業

①計画相談支援（障がい児相談支援）

○障がい児支援利用援助：障がい児通所支援事業所の利用者に対する支援利用計画の作成およびサービス事業所等との連絡調整

○継続障がい児支援利用援助：サービス等利用状況の定期的検証および計画の見直し(モニタリング)

②基本相談支援

○利用者等が社会生活を営む上での相談の受付

(2) 地域生活の支援を担う事業

○常時連絡体制の確保、緊急時における相談受付と機関連携、コーディネート及び必要な支援の実施

(3) 専門的な人材の確保及び養成

○医療ケアが必要な児童、行動障害や発達障害のある児童等、様々なニーズを有する児とその家族に対する専門的対応と体制確保・事業所間連携

○人権感覚の涵養（権利擁護や意思決定支援等に関する内外研修への積極的参加と企画・実施）

(4) 法人内連携

○けいあいフレンズやけいあい地域子育て支援相談室等、法人内他事業との情報共有・連携強化

(5) 法人外連携

○関係市町村・障害福祉サービス事業者・医療関係者・保育園や学校等、行政・福祉・保健・医療・教育といった、分野を跨いでの綿密な連携による地域共生社会の構築

(6) その他

○BCP（事業継続計画）の定期的な見直し

○各種加算取得と効果的な運用